

感対第1200-2号  
令和6年2月8日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について  
(別紙及び質疑応答集の修正)

標記の件について、厚生労働省より、令和6年2月5日付け事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症の中和抗体薬であるゼビュディ及びロナプリーブは、現在も、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、配分が行われています。

これまで、1医療機関あたりの在庫上限数が、ゼビュディは病院・有床診療所は5箱、無床診療所は1箱とされてきました。今般、令和6年2月5日より、在庫上限が廃止されました。

また、都道府県が選定した医療機関のみが、在庫配置可能であったのが、すべての医療機関で在庫配置が可能となり、都道府県の選定は不要となりました。

なお、ゼビュディ及びロナプリーブについて、現在の流行株に対しては、有効性が減弱するおそれがあるとされています。また、発注した在庫は返品や譲渡することができません。流通量に限りがありますので、過度な発注はお控えください。また、国が配分する中和抗体薬が不足する等の場合において、公平な配分の観点から、医療機関へ配分済みの在庫を調整されることがあります。

また、高齢者施設においては、引き続き在庫配置は認められていません。

つきましては、事務連絡の内容を御了知いただき、管内の県医師会非会員の各医療機関あて周知をお願いいたします。

感染症対策課

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp